

各中・義務教育学校長 様

京都府中学校体育連盟
会 長 野川 晋司

第75回京都府中学校総合体育大会実施要項 ホッケー競技の部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟
京都府教育委員会
京都市教育委員会
京丹波町教育委員会
(公財) 京都府スポーツ協会
- 2 主 管 口丹波中学校体育連盟
- 3 後 援 京都新聞
- 4 日 時 令和4年7月29日(金) 予備日(30日)
諸注意および審判長注意 午前9時30分
競技開始 午前10時00分
- 5 会 場 グリーンランドみずほ人工芝ホッケー場
〒622-0322
京都府船井郡京丹波町大朴皿引1-4
TEL 0771-86-1512



京都市内より
～JR 園部駅(JR 嵯峨野線)
～JR バス 桧山駅(JR バス)
～町営バスまたはタクシー
約1時間30分

- 6 参加資格 (1) 京都府中学校体育連盟に加盟している学校のチーム。
年齢は、平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月24日までに京都府中学校体育連盟に大会参加届を提出する。(その後府中体連から日本中体連へ報告)
- (2) 参加資格の特例
ア 学校教育法134条の各種学校について「別記1」のとおり大会参加を認める。
「別記1」参照
イ 部員数が少ないため、単独でチーム編成ができない中学校(運動部)に対し、
救済措置として「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」の条件を満たしている合同チームの参加を認める。

照

- (3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。

7 外部指導者（コーチ等）

- (1) 原則として外部指導者（コーチ等）は大会に参加できる。
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。
この場合の外部指導者（コーチ等）は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた 20 歳以上であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。
また、各専門部の「外部指導者（コーチ等）規定」に準じ、指導任務を行う

こ

とができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者（コーチ等）の審判を認める。
ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督になれない。その他、外部指導者

(コ

ーチ等)については校長の認めた者とする。

- (2) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。

「別記 4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 参加数 京都市（1校） 山城（1校） 口丹波（2校）

10 競技規定

- (1) 2022 年度日本ホッケー協会 6 人制ルールに準じて行う。
(2) 試合形式は男女とも 4 校によるリーグ戦方式とする。
(3) 競技時間は前半 15 分、後半 15 分とし、8 分間のハーフタイムをとる。
(4) 勝者 3 点、引き分け 1 点、敗者 0 点、の勝ち点を与え、勝ち点が多いチームを上位とする。勝ち点が同点の場合は得失点差、総得点、当事者間の勝敗の順に判断しさらに同点の場合は両チーム 3 人ずつ 1 巡の SO 戦を行い順位を決定する。さらに同点のときは、先攻後攻を入れ替え再 SO 戦を行うが、その際、順序はかえられるがメンバーは変えられない。
(5) ゴールキーパーはプロテクター、マスク等の防具を必ずつけること。
(6) ポイントスパイクの使用は一切認めない。

11 表彰 本大会優勝校には賞状・盾を、2 位・3 位校には賞状を授与する。

12 申し込み 申し込みは下記まで FAX もしくは mail で行うこと。大会当日原本を提出すること。

- ・申込先 〒622-0322 京都府船井郡京丹波町大朴段ノ垣内 6
京丹波町立瑞穂中学校 谷 健人
TEL 0771-86-0013
FAX 0771-86-1750
mail k-tani-18@kyoto-be.ne.jp

・締切日 令和 4 年 7 月 15 日（金）

選手変更については、7 月 27 日（水）午後 5 時までに mail にて「選手変更届」を提

出すること。ただし、背番号の変更は認めない。

- 13 近畿大会 この大会において、男子上位3チーム、女子上位2チームが8月6日、7日に行われる
 出場資格 近畿大会（奈良県・天理市親里ホッケー場）の出場権を得るものとする。

- 14 組み合わせ 男子は4チームのリーグ戦とする。女子は4チームのリーグ戦とする。

男子		A	B	C	D	勝点	得失	得点	順位
	A	*							
	B		*						
	C			*					
	D				*				

女子		A	B	C	D	勝点	得失	得点	順位
	A	*							
	B		*						
	C			*					
	D				*				

9:30～	諸注意および審判長注意		
		Aコート	Bコート
10:00～	男子	A - B	C - D
11:00～	女子	A - B	C - D
12:00～	男子	A - C	B - D
13:00～	女子	A - C	B - D
14:00～	男子	B - C	A - D
15:00～	女子	B - C	A - D

- 15 その他
- (1) 新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移により、大会を中止する可能性がある。
 - (2) 京都府中学校体育連盟新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン及び各専門部ガイドラインを遵守すること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、宿泊は行わない。ただし、やむを得ず宿泊を行う場合は、各市町教育委員会の判断を仰ぐこと。
 - (4) 特別警報が発表された、もしくはされている場合には、すべての競技は直ちに中止する。
 - (5) 大会当日午前7時現在「暴風警報」「大雨・洪水警報」が発令されている場合は、
 自宅等に待機し、専門委員長より各校顧問に7:10までに連絡する。
 - (6) 大会開催中に「暴風警報」「大雨・洪水警報」が発令された場合は、現地にとど

まるか帰宅するかを専門委員長より各校顧問に連絡する。

- (7) 暴風警報、または大雨洪水警報発令の可能性がある場合は、事前に専門委員長より各校顧問に連絡する。
- (8) その他の気象警報に関しても、専門委員長より各校顧問に連絡する。
- (9) 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、地元中体連、大ブロック会長と協議した上で、京都府中体連本部が行う。

「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること
また、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと

・「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームはあくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

- 1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること
また、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きをすること
- 2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること
- 3 合同チームの大会参加を認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。ただし、2校による合同チームは認めるが、3校以上のチーム編成は認めない。（2校により合同チームが組めない場合は、この限りでない）
なお、個人戦の実施される競技の団体戦（陸上競技、水泳、スキーのリレーを含む）は対象外とする。
・軟式野球（9） ・ソフトボール（9） ・バレーボール（6） ・バスケットボール（5）
・サッカー（11） ・ハンドボール（7） ・ホッケー（6） ・ラグビーフットボール（12）
※各競技の（ ）内は、規定人数を示す。
- 4 府大会予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること
また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること
この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。

なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。

- 5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと
このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付すること
- 6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。
- 7 参加申し込み手続きは、代表校の校長が行う。
- 8 合同チームの監督は、参加校監督どちらか1名とする。引率者は、それぞれの出場校の校長・教員であること
- 9 本参加規定は、平成15年5月20日より実施する。（平成24年5月14日一部改正）

「監督等の条件」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件
 - (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること
 - (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。
- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者
各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
- 3 本連盟の対応
 - (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする。
 - (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期
当該校の校長が懲戒処分を確認した時点
- 5 期 間
 - (1) 違反行為1回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。
(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。)

(2) 違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。